

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託委員会	議決	院議決	衆議院付託委員会	議決	院議決	備考
13	中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案	衆	三、二五	三、二五 (予)	可 三、三〇 決	可 三、三二 決	三、二五	可 三、三三 決	可 三、三三 決	
14	異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案	〃	二、二五	二、二五 (予)	可 三、三〇 決	可 三、三二 決	二、二八	可 三、三三 決	可 三、三三 決	
30	地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案	〃	二、二三	四、二四	可 四、二六 決	可 四、二七 決	三、二三	可 四、二三 決	可 四、二四 決	
31	産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案	〃	二、二二	三、二九	可 四、二二 決	可 四、二七 決	三、二二	可 三、二三 決	可 三、二五 決	
57	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、二四	四、二三	可 四、二六 決	可 五、二一 決	四、二三	修 四、二〇 正	修 四、二三 正	
58	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案	〃	三、二四	四、二八	可 五、二三 決	可 五、二三 決	三、二八	可 四、二七 決	可 四、二六 決	
59	特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案	〃	三、二四	五、二二	可 五、二四 決	可 五、二五 決	四、二五	可 五、二二 決	可 五、二三 決	
60	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	参	三、二四	三、二五	可 四、二四 決	可 四、二五 決	四、二五 (予)	可 五、二二 決	可 五、二三 決	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	提出月日	参議院 委員会 議決 議決 議決	衆議院 委員会 議決 議決 議決	備考
6	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	上坂 昇君 外 三名 (六三、三三三)	六三、四二三		付 予 (六三、四二三)	付 予 (六三、四二三)	撤 六三、四二〇 (委員会許可)
10	無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案	物価問題等に 関する特別委 員長 (四一九)	四一九	六三、四一九	四一九 (予) 可 決	六三、四二七 可 決	六三、四一九 可 決

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）

要旨

本法律案は、産業構造の転換等に伴う最近の中小企業の資金需要の変化に対応するため、中小企業信用保険について付保限度額の引き上げ、新種保険の創設等信用補完制度の抜本的拡充を行うとともに、これらの信用補完制度の拡充を円滑に実施するため、中小企業信用保険公庫の経営基盤の強化等を図ろうとするものであつて、その主な内容は

次のとおりである。

第一 中小企業信用保険法の一部改正

一、付保限度額の引き上げ

昭和五十五年度以降据え置かれていた普通保険、無担保保険及び特別小口保険について、その保険価額の限度額をそれぞれ次のように引き上げる。

(一) 普通保険

七千万円（組合の場合は一億四千万円）を一億二千万円（組合の場合は二億四千万円）に引き上げる。

(二) 無担保保険

一千万円を千五百万円に引き上げる。

(三) 特別小口保険

三百万円を四百五十万円に引き上げる。

二、海外投資関係保険の創設

中小企業の海外直接投資の事業に要する資金の借り入れによる債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする海外投資関係保険を創設する。

三、新事業開拓保険の創設

中小企業の新たな事業の開拓に要する資金の借り入れによる債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする新事業開拓保険を創設する。

四、倒産関連保証についての債務保証の期限の延長

昭和六十三年三月三十一日に期限が到来する附則第二項に規定する倒産関連保証についての無担保保険の付保限度額の引き上げ措置の期限を一年間延長する。

五、倒産関連保証の特例の範囲の拡大

昭和六十四年三月三十一日までの間において政令で定める日までに国際経済事情の変化により影響を受けている旨の都道府県知事の認定を受けた中小企業者を倒産関連中小企業者とみなす。

第二 中小企業信用保険公庫法の一部改正

一、中小企業信用保険公庫の役員の変更

中小企業信用保険公庫の理事及び監事の任期を四年から二年に変更する。

二、中小企業信用保険公庫の利益処理方法の変更

中小企業信用保険公庫の利益処理方法を政令で定めることとする。

三、中小企業信用保険公庫の余裕金運用の範囲の拡大

中小企業信用保険公庫の余裕金運用の範囲を拡大し、国債の保有を認める。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案は、厳しい経済環境変化の中で構造転換を迫られている我が国中小企業の資金需要に的確に対応し、その新たな発展を図るため、普通保険、無担保保険及び特別小口保険の付保限度額を引き上げ、また海外投資関係保険及び新事業開拓保険を創設し、さらに倒産関

連保証に係る無担保保険の付保限度額の特例・拡充措置等を講じようとするものであります。

次に、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進することにより、新たな経済環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図るため、異分野中小企業者を組合員とする事業協同組合が行う知識融合開発事業に関する計画の認定、その計画についての中小企業信用保険・課税上・中小企業等協同組合法等の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会では、以上両案を一括して議題とし、中小企業の景況、信用補完制度運営上の問題点、異業種交流の問題点等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では両案に対し、それぞれ附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法案（閣法第一四号）

要旨

技術革新の進展、国民ニーズの多様化・高度化、国際化の進展等最近の経済情勢の変化に経営資源の乏しい中小企業が適切に対応し、創意ある向上発展を遂げていくためには、異分野の中小企業者が技術や経営に関する相互の知識を融合し、新分野を開拓していくことが重要である。本法案は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進するため、税制、金融・信用補完等から成る総合的な助成措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓を促進するための措置を講ずることにより、新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図り、もつて我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

二、定義

「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓」とは、異分野の中小企業者が協同してそれぞれの技術・経営等に関する知識を組み合わせ、一体的に活用して、新たな製品または役務の開発のための研究開発、その成果の利用または需要の開拓を行うことにより、新たな事業分野を開拓することをいう。

三、知識融合開発事業計画の作成及び認定

異分野中小企業者を組合員とする事業協同組合（特定組合）は、知識融合開発事業の目標、内容、実施時期等を記載した計画を作成し、行政庁の認定を受けることができる。

四、資金の確保

国は、認定を受けた特定組合（認定特定組合）及びその組合員等の知識融合開発事業の実施に必要な資金の確保に努める。

五、中小企業信用保険法の特例

認定特定組合等について、中小企業信用保険法による新事業開拓保険の付保限度額を拡大するとともに、無担保保険の保険料率について特例措置を講ずる。

六、課税の特例

認定特定組合がその組合員に対し知識融合開発事業に係る試験研究に必要な費用に充てるための負担金を賦課したとき及びその負担金により試験研究用固定資産を取得したときは、組合員につきその負担金に関する特別償却、組合につき所得の計算に関し特別の措置を講ずるなど、課税の特例を認める。また、認定特定組合がその組合員に対し経費を賦課し、中小企業知識融合開発準備金として積み立てたとき、認定特定組合またはその組合員に対する法人税または所得税の課税について特別の措置を講ずる。

七、その他

この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

委員長報告

一三六ページ参照

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する
法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進することにより、地域経済の発展と産業の配置の適正化を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済及び国土の均衡ある発展に寄与しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

(一) 「産業の高度化」とは、産業の製品もしくは役務の開発力、生産、販売もしくは役務の提供に関する技術または経営の能率が向上することをいう。

(二) 「特定事業」とは、その集積を促進することにより、地域の産業の高度化に特に寄与すると認められる業種に属する事業をいう。

二、対象地域

産業の集積の程度が著しく高い地域以外の地域であつて、特定事業の集積により、地域産業の高度化が期待できること、必要な人材の確保が可能であること等の要件

を具備している地域を対象とする。

三、集積促進指針の策定等

主務大臣は、集積促進地域の設定、特定事業の集積目標の設定及びその達成に必要な事業等を内容とする集積促進指針を定めるとともに、都道府県は、同指針に基づき、集積促進計画を策定して、主務大臣に承認を申請する。

四、地域振興整備公団の業務

同公団の業務に、集積促進地域における特定事業の用に供する業務用地の造成、産業の高度化に資する研究開発、研修等を行う施設の整備に対する出資等の業務を追加する。

五、産業基盤整備基金の業務

同基金の業務に、集積促進地域において特定事業を行う者に対する債務保証の業務を追加する。

六、税制上の措置

特定事業を営む者に対し、その取得資産についての特別償却、特別土地保有税の非課税、事業所税の減免措置とともに、地方公共団体の行う不均一課税に対する減収補てん措置を講ずる。

七、その他

集積促進計画を達成するために必要な資金の確保、施設の整備、国の援助、農地法等による処分についての配慮等の規定を設ける。

委員長報告

次ページ参照

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、近年産業技術の向上と国際交流の進展を図ることが、我が国経済の国際経済環境と調和ある中長期的な発展に必要とされる現状にかんがみ、新エネルギー総合開発機構を新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）と名称変更するとともに、産業技術開発に関する業務を行わせるために必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針

通商産業大臣は、民間の能力等の活用により効果的に実施できる産業技術に関する研究開発、研究基盤整備及びその他産業技術の向上に寄与する業務について基本方針を定め、これを機構に指示するとともに公表する。

二、機構の業務追加

機構は、従来の業務に加えて新たに基本方針に従つて次の業務等を行う。

(一) 産業技術に関する研究開発

(二) 産業技術に関する研究開発を行う研究者の共用施設となる研究基盤施設の整備

(三) (二)の施設を整備する者への出資

(四) 外国の研究者が参加する産業技術に関する研究開発の助成

三、機構の予算、事業計画及び資金計画並びに決算の方法
機構の業務追加に係る予算、事業計画及び資金計画並びに決算に関する運営委員会の議事及び議決の方法については、省令でこれを定める。

四、特別の勘定の創設

機構は二の業務に係る経理については、特別の勘定を創設しその他の経理と区分する。また、その利益及び損

失の処理について所要の規定を設ける。

五、産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金の業務に、機構の出資を受けた者が二の(二)の業務を行うに当たつて必要な資金の借りに係る債務保証等の業務を追加するため、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」について所要の改正を行う。

六、石油代替エネルギー法の改正

機構の業務追加に伴い「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」について所要の改正を行う。

七、産業基盤整備基金の業務追加

産業基盤整備基金は、新たに研究基盤施設の整備に必要な資金の借りに係る債務の保証等の業務を行う。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案は、我が国産業技術の向上及びこの分野における国際交流の進展を図ることが我が国経済の中長期的な発展のた

めに必要とされる現状にかんがみ、新エネルギー総合開発機構の名称を新エネルギー・産業技術総合開発機構に改めるとともに、同機構の業務に、民間の産業技術に関する研究開発能力等を活用した研究開発、研究基盤整備、国際研究協力等に関する業務を追加し、さらに産業基盤整備基金に研究基盤整備に必要な資金に係る債務の保証の業務を行わせること等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院物価問題等に関する特別委員長提出に係るものであります。国債等金銭以外のものを用いた無限連鎖講、いわゆるネズミ講が出現している状況にかんがみ、これによる被害の発生を防ぐため、国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止しようとするものであります。

委員会におきましては、村山衆議院物価問題等に関する特別委員長より提案理由の説明を聴取し、採決を行いました。

たところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律案は、最近における内外の経済的環境の変化のもとで、産業の集積の程度が著しく高いレベルに達していない地域において、地域産業の高度化を通じての地域経済の発展と産業の配置の適正化が要請されている状況にかんがみ、これらの地域の産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、集積促進指針及び集積促進計画の策定等について定めるとともに、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金の業務に特定事業の集積を促進するため必要な業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

要旨

本法律案は、通常の店舗販売とは異なる訪問販売等のいわゆる特殊販売形態による小売販売の方法が多様化するに伴い、訪問販売関連の消費者トラブルが多発し、複雑化している現状にかんがみ、訪問販売等の取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、必要な措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引についての規制範囲の拡大

(一) 訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引に係る規制対象に、これまでの商品に加えて、新たに、役務の提供等を追加するとともに、営業所等において行われる取引であつても、営業所等以外の場所において呼び止め等して営業所等に行きさせて行うもの等政令で定めるものについては、訪問販売として規制の対象とする。

(二) 連鎖販売取引については、物品の販売事業で再販売をする者と取引をするものという従来の連鎖販売業の

ほか、新たに、物品の販売事業で受託販売または販売のあつせんをする者と取引をするもの、役務の提供事業で役務の提供のあつせんをする者と取引をするもの等を追加する。

二、クーリング・オフ制度の拡充

訪問販売において、一定の期間内は無条件で契約の解除を行い得る、いわゆるクーリング・オフに関する事項を書面により告知しなければならないとするとともに、これまでクーリング・オフができないこととされていたいわゆる現金一括取引についてもクーリング・オフができることとする。

三、訪問販売等における禁止行為等

(一) 訪問販売業者が契約の締結について勧誘をするに際しまたは契約の解除等を妨げるため、重要な事項につき不実のことを告げてはならないこととする。

(二) 訪問販売業者及び連鎖販売取引に係る統括者等が契約を締結させまたは契約の解除等を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならないこととする。

(三) 通信販売業者が広告をするに際し、著しく事実相違する表示をしてはならないこととする。

四、訪問販売業者等に対する指示、業務停止命令等

主務大臣は、訪問販売業者、通信販売業者または連鎖販売取引に係る統括者等が本法の規定に違反した場合に、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことの指示、業務停止命令等を行うことができることとする。

五、訪問販売協会及び通信販売協会の法定

訪問販売業者及び通信販売業者の取引の適正化に関する自主的努力を一層促すため、これらの業者により組織する協会についての規定を設け、その苦情処理に当たらせる。

六、ネガティブ・オプションにおける保管期間の短縮

販売業者が売買契約に基づかないで一方的に商品を送付する、いわゆるネガティブ・オプションにより送付された商品について、販売業者がその返還を請求することができないこととなる期間を、原則として三月から十四日（送付を受けた者がその商品の引き取りを請求した場合）は一月から七日）に短縮する。

七、その他

権限委任、罰則等所要の規定を整備する。

なお、本法律案については、衆議院において、訪問販売

のクーリング・オフ期間を「七日」から「八日」にし、これに伴う割賦販売法第四条の三のクーリング・オフ期間も同様に措置する修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引の現状にかんがみ、これらの取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るため、役務の提供等を規制の対象に追加するとともに、訪問販売に係るクーリング・オフ等の制度を拡充するほか、これら特殊取引契約の締結等に関する行為規制及びこれに違反した場合の業務改善命令等の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院においてクーリング・オフ期間を「七日」から「八日」に延長するとともに、割賦販売法のクーリング・オフ期間も同様に措置する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、訪問販売等をめぐるトラブルの

実情、開業規制導入の問題指定商品制の是非等について質疑が行われるとともに、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進めました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑終了の後、日本共産党市川理事より、商品等の指定制の廃止、消費者の契約解除権及び中途解約権の導入等内容をとする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、商品等の指定に当たっては、実態に即応して迅速かつ機動的に対応すること等九項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、国際的に協力して成層圏オゾン層の保護を図るための「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の確かかつ円滑な実施を確保するため、議定書に定める特定フロン等について製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化等の措置を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とするものであつて、その主な内容は次の通りである。

一、基本的事項の公表

環境庁長官及び通商産業大臣は、以下の事項を定めて公表する。

- (一) 我が国が遵守しなければならない、特定フロン等の生産量及び消費量の基準限度
- (二) オゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項
- (三) オゾン層の保護についての施策の実施に関する重要な事項

二、製造数量の許可

特定フロン等を製造しようとする者は、その数量について、通商産業大臣の許可を受けなければならないものとする。

三、輸入の承認

特定フロン等を輸入しようとする者は、輸入の承認を受ける義務を課せられる。

四、許可等の基準

通商産業大臣は、我が国の特定フロン等の生産量と消費量が、モントリオール議定書に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、製造の許可または輸入の承認に関する処分を行う。

五、排出の抑制、使用合理化指針の公表

環境庁長官及び通商産業大臣は、特定フロン等の排出の抑制または使用の合理化を図るための指針を定め、これを公表する。また、主務大臣は、当該指針に即して排出の抑制または使用の合理化を図ることについて、指導及び助言を行うことができるものとする。

六、国の援助

国は、特定フロン等の代替物質の開発及び排出の抑制、使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保等の援助に努めるものとする。

七、その他

オゾン層の状況等の観測及び監視、研究の推進と成果の普及、報告の徴収、立入検査、罰則等について所要の

規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、フロン等の特定物質が人体に有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊していると考えられることからオゾン層の保護を国際的に進めていこうとするオゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の規定を我が国において的確かつ円滑に実施するため、フロンの製造の規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、フロン等によるオゾン層破壊のメカニズムと人体に対する影響、フロン等の消費量についての法的規制が行われなかった理由、二酸化炭素による気候の温暖化、酸性雨等の地球的規模の環境破壊問題等についての質疑が行われるとともに、環境特別委員会との連合審査会を開催するなど慎重に審査を進めて参りましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案（閣法第五九号）

要旨

本法律案は、二度にわたる石油危機を契機とする基礎素材産業の構造不況に対処するため、昭和五十八年五月に特定不況産業安定臨時措置法の一部改正により成立した特定産業構造改善臨時措置法を、その目的である過剰設備の処理等の構造改善がおおむね達成されたことにかんがみ、規定どおり昭和六十三年六月三十日をもつて廃止することとし、あわせて所要の経過措置を講じ関係法律の改正を行ううとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和五十八年五月に成立した特定産業構造改善臨時措置法を、その目的である過剰設備の処理等の構造改善がおおむね達成されたことにかんがみ、同法の規定どおり昭和六十三年六月三十日をもって廃止することとし、あわせて所要の経過措置を講じ、関係法律の改正を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、採決いたしましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に対応するため、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設として、各種の無線通信の業務を行うための施設、我が国及び外国の相当数の企業の従業員等が相互の交流を図りつつ経済社会の国際化に即応した研修を行うことができる施設等を新たに追加する等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にかんがみ、各種の無線通信業務施設及び国際交流研修施設等十一の施設を新たに民活法の対象施設に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、民活プロジェクトの進まない理由、地方民活事業を促進するための条件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

要旨

本法律案は、国債等を用いた無限連鎖講が出現している状況にかんがみ、無限連鎖講による被害の発生を防ぐため、国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止しようとするものである。

委員長報告

一四一ページ参照